

資料 1

旅行業者との運送引受に関する 実態について

第5回 貸切バス運賃・料金制度
ワーキンググループフォローアップ会合
平成30年6月8日

- 前回会合において、運送引受書への上下限額記載によって、運送取引への「影響がある」、「影響がない」の両論があった。
- そこで、旅行業者との運送取引に関して更に実態を把握するため、調査を実施した。

調査概要

調査対象者：日本バス協会 貸切委員会委員、
中小貸切事業者専門部会委員

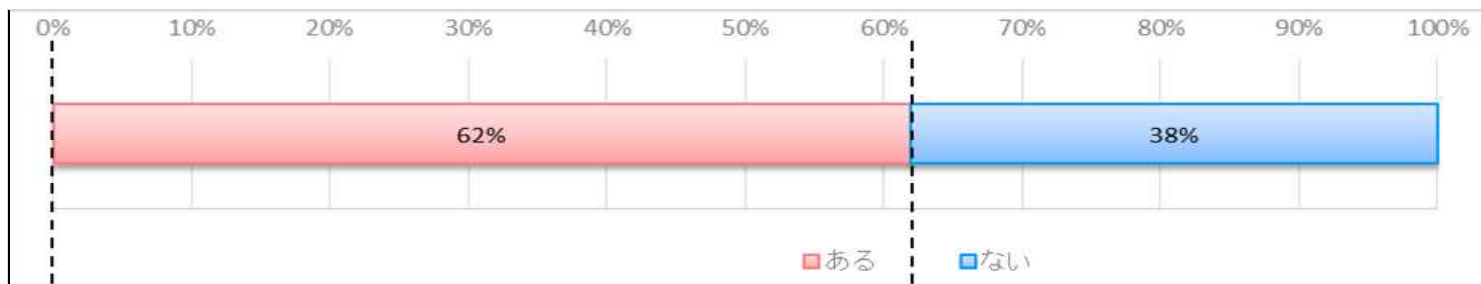
調査手法：メール調査（平成30年3月6日～3月20日）

対象者数：78者

回答数：68者

回答率：87.2%

Q バス会社からの運賃提示額に対して、旅行業者が当該輸送の下限運賃額を引き合いにして、値引き交渉を受けることはありますか。



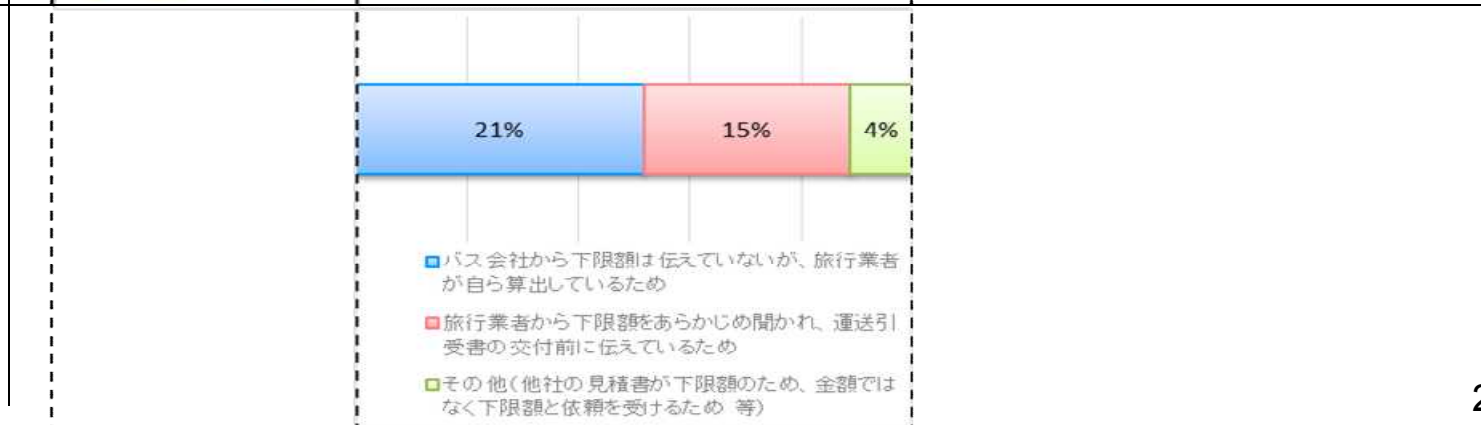
Q 旅行業者から当該輸送の下限運賃額を引き合いにして値引き交渉を受けることがある場合、値引き交渉は、いつ受けますか。



Q 運送引受書の交付後に下限運賃額を引き合いにした値引き交渉に応じる場合、年間で値引き交渉を受けた件数のうち何割程度応じますか。



Q 運送引受書の交付前に下限運賃額を引き合いにした値引き交渉を受ける場合、旅行業者はどのようにして当該輸送の下限運賃額を知ることができていますか。



- 回答した貸切バス事業者の62%は、旅行業者から下限運賃を引き合いにした値引き交渉を受けており、残りの38%は、旅行業者から下限運賃を引き合いにした値引き交渉を受けていない。
- 運送引受書の交付後に値引き交渉を受けていると答えた事業者は全体の22%であり、そのほとんどの事業者において値引きに応じている件数は年間で1～3割である。
- 運送引受書の交付前に値引き交渉を受けていると答えた事業者は全体の40%であり、その主なきっかけは、旅行業者自らが下限額を算出している場合と、旅行業者から下限額を聞かれて答えた場合である。